

# 福岡県福津市における運動部活動の地域展開を踏まえた ジュニアスポーツの環境整備に向けた協力体制に関する連携基本協定書

福津市（甲）、福岡県（乙）、公益財団法人福岡県スポーツ協会（丙）、公益財団法人日本スポーツ協会（丁）は、以下の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は甲、乙、丙及び丁が緊密な連携を図ることにより、甲が進める運動部活動の地域展開を踏まえたジュニアスポーツの環境整備を支援し、もって地域スポーツを最適化することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 前条の目的を達成するために、甲、乙、丙及び丁は次の事項に取り組むものとする。

- (1) 甲は、甲が進める市認定地域クラブにおける丁が養成する公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）の配置を義務付ける。また、丁が福岡県内の大学等と共同で養成する公認スポーツ指導者について、在学中に資格を取得した者または資格取得を目指す者に指導の機会を提供する。
  - (2) 乙は、乙と丁が締結した「運動部活動の地域展開を踏まえた公認スポーツ指導者の養成に関する連携協定書」に基づく実証実験により運動させたプログラムで養成した公認スポーツ指導者を、甲の求めに応じて紹介する。
  - (3) 丙は、丁からの委託で実施する公認スポーツ指導者の養成を通じて、甲が定める公認スポーツ指導者の義務付けを支援する。また甲が実施する講習会を支援する。
  - (4) 丁は、甲が実施するSCL養成講習会にCDを派遣する。また、甲が開催する公認スポーツ指導者のための更新研修の開催を、丁が定める基準を満たす限りこれを承認し、甲の取り組みに必要な公認スポーツ指導者の確保に協力する。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するために、必要な都度協議を行うものとする。また連携事項の詳細については、甲、乙、丙及び丁の合意の上、決定するものとする。
- 3 甲が実施する講習会に関わる講師の謝金、旅費は甲が負担するものとする。その他の連携に関わり生じた経費については、各取り組みに応じて甲と乙、丙及び丁の合意の上、決定するものとする。
- 4 本協定を締結したことにより、甲、乙、丙及び丁のそれぞれが他者と同様の協定を締結することを妨げない。

## （機密の保持）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく諸業務を通じて知り得た情報について、本協定の有効期間に問わらず、正当な理由なくして第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に各々で合意した場合は、第三者に対し、本協定について知り得た情報を提供することができる。

(協定内容の変更)

第4条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から、文部科学省が定める部活動の改革実行期間（前期）が終了する令和11年3月31日までとする。

2 本協定の更新については、令和11年3月31日までに、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めることとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙、丙及び丁の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁のそれぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年2月1日

福津市（甲）

市長

福岡県（乙）

知事

教育長

スポーツ局長

公益財団法人福岡県スポーツ協会（丙）

理事長

公益財団法人日本スポーツ協会（丁）

会長

常務理事

専務理事